○カジノ管理委員会規則第一号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

カジノ管理委員会委員長　北村　道夫

カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則の一部を改正する規則

カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（令和三年カジノ管理委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別記第十一号様式（第八条第六項及び第七項（第十六条第六項において準用する場合を含む。）、第十六条第三項、第十八条第四項、第十九条第四項、第二十条第四項、第三十三条第二項（第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）、第三十四条第二項（第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）、第九十七条第四項、第百十五条第三項（第百十八条第二項において準用する場合及びこれらの規定を第百四十八条第二項、第百八十九条第二項及び第百九十七条第二項において準用する場合を含む。）、第百二十四条第三項及び第四項（第百二十八条第六項において準用する場合を含む。）、第百二十八条第三項、第百三十条第四項、第百三十一条第四項、第百三十二条第四項、第百四十四条第四項、第百五十二条第三項、第百五十三条第二項、第百五十五条第三項（第百七十四条において準用する場合を含む。）及び第四項（第百五十九条第六項において準用する場合及びこれらの規定を第百七十四条において準用する場合を含む。）、第百五十九条第三項（第百七十四条において準用する場合を含む。）、第百六十条第四項、第百六十一条第四項、第百六十二条第四項、第百七十条第四項、第百七十一条第四項、第百七十二条第四項、第百九十条第二項及び第四項並びに第百九十二条第二項関係）	**別記第十一号様式**（第八条第六項及び第七項（第十六条第六項において準用する場合を含む。）、第十六条第三項、第十八条第四項、第十九条第四項、第二十条第四項、第三十三条第二項（第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）、第三十四条第二項（第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）、第九十七条第四項、第百十五条第三項（第百十八条第二項において準用する場合及びこれらの規定を第百四十八条第二項、第百八十九条第二項及び第百九十七条第二項において準用する場合を含む。）、第百二十四条第三項及び第四項（第百二十八条第六項において準用する場合を含む。）、第百二十八条第三項、第百三十条第四項、第百三十一条第四項、第百三十二条第四項、第百四十四条第四項、第百五十二条第三項、第百五十三条第二項、第百五十五条第三項（第百七十四条において準用する場合を含む。）及び第四項（第百五十九条第六項において準用する場合及びこれらの規定を第百七十四条において準用する場合を含む。）、第百五十九条第三項（第百七十四条において準用する場合を含む。）、第百六十条第四項、第百六十一条第四項、第百六十二条第四項、第百七十条第四項、第百七十一条第四項、第百七十二条第四項、第百九十条第二項及び第四項並びに第百九十二条第二項関係）
同　意　書 私は、カジノ管理委員会による特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第229条第１項各号に掲げる調査に関し、下記の事項について同意します。 なお、この同意には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条第１項及び第69条第２項第１号に規定する「本人の同意」を含みます。 記 １　当該調査に必要なあらゆる情報を提供するなど、全面的に協力すること。 ２　カジノ管理委員会が当該調査に必要であると認める場合には、私の個人情報をカジノ管理委員会が必要と認める者に提供すること。 ３　カジノ管理委員会が当該調査を実施するために必要があると認める場合には、私の個人情報を保有する者が私の個人情報をカジノ管理委員会に提供すること。 年　月　日 住　所 氏　名 備考 書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。	同　意　書 私は、カジノ管理委員会による特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第229条第１項各号に掲げる調査に関し、下記の事項について同意します。 なお、この同意には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第１項及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第８条第２項第１号に規定する「本人の同意」を含みます。 記 １　当該調査に必要なあらゆる情報を提供するなど、全面的に協力すること。 ２　カジノ管理委員会が当該調査に必要であると認める場合には、私の個人情報をカジノ管理委員会が必要と認める者に提供すること。 ３　カジノ管理委員会が当該調査を実施するために必要があると認める場合には、私の個人情報を保有する者が私の個人情報をカジノ管理委員会に提供すること。 年　月　日 住　所 氏　名 備考 書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

附　則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十条の規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。